第１回横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会会議録	
日　　時	令和５年４月16日（日）午前10時～午後０時30分まで
開催場所	緑区役所４階会議室Ｂ
出席者（敬称略）	石田 麻子、井上 敏正、草加 叔也、平山 紀美子、真船 悦子（50音順）
欠席者（敬称略）	なし
傍聴者	なし
開催形態	一部非公開
議　　題	１　委員長及び委員長職務代理者の選出について ２　会議の公開について ３　審議案件 （1）　公募要項（案）及び業務の基準（案）について （2）　評価基準項目（案）について （3）　その他 ４　その他 次回委員会について
決 定 事 項	１　委員長に石田委員を選出、委員長職務代理者に草加委員を指名 ２　会議（第１回及び第２回）の一部非公開を決定 【非公開箇所】 ・　第１回：公募要項、業務の基準、評価基準項目部分 ・　第２回：応募団体に対する評価の審議部分 ※　第２回の公開部分について、応募団体関係者の傍聴は認めない。 ３　(1)　公募要項及び業務の基準について 本日の意見をもとに事務局が文言等を追記・修正し、委員長の了承を得て確定する。 (2)　評価基準項目について (最低基準の決定) 加減点項目を除く委員合計点の６割とする。 (評価点が同点となった場合の取扱い) 各委員の採点順位がより上位であるものを上位とする (3)　その他 予備審査は、応募が６団体以上となった場合に、「４　事業計画」を除いた項目で書類審査を実施する。 ４　第２回委員会は、令和５年７月20日（木）に開催予定

議　　事	1　委員長及び委員長職務代理者の選出について 　委員の互選により委員長に石田委員を選出、委員長から委員長職務代理者に草加委員を指名 2　会議の公開について （委員長）　公正性を担保するため、第１回目の委員会では公募要項以降の審議部分を非公開とすることでよろしいか。 　第２回目の委員会では応募団体のプレゼンテーション・質疑応答部分を公開とするが、応募団体の関係者の傍聴は認めない。また、忌憚のない意見交換が行えるよう「応募団体に対する評価」の審議部分については非公開とすることが望ましいと思うがどうか。 （各委員）　異議なし 3　審議案件 (1)　公募要項及び業務の基準について （事務局）　公募要項及び業務の基準の要旨について説明 ※　委員からの指摘事項・意見等及び対応・回答は、別紙「指摘事項等一覧」のとおり (2)　評価基準項目について （事務局）　評価基準項目の要旨について説明 （Ａ委員）　委員によって６割の基準がぶれないように統一してほしい。 （Ｂ委員）　評点の 10 点は 0 から 10 までをどのように採点するのか。 （事務局）　１～５段階の評価の点をつけていただき、係数（配点が 10 点の場合は係数２）をかけた数が評点となります。目安として、３以上の点をつけていただくと最低基準点を超えることになります。 （委員長）　評価基準の詳細は、委員長のもと事務局におきまして最終的な調整の上、確定したいと思うが、よろしいか。 （各委員）　異議なし （委員長）　最低基準については加減点要素項目を除く評価基準項目に係る委員合計点の６割とすることでよろしいか。 （各委員）　異議なし （委員長）　評価点が同点となった場合の取扱いについては、各委員の採点順位がより上位であるものを上位とすることでよろしいか。 （各委員）　異議なし

	(3)　その他 （事務局）　　予備審査の要旨について説明 （委員長）　　説明のとおり、応募が６団体以上だった場合は、「４　事業計画」を除いた項目で書類審査を行います。その他、予備審査が必要になった場合の詳細については、委員長のもと事務局で調整を行いますが、よろしいか。 （各委員）　　異議なし ４　その他 第２回委員会は、令和５年７月20日（木）に開催予定とする。
資　　料	１ 次第 ２ 審議対象資料 (1) 横浜市緑区民文化センター指定管理者公募要項（案） (2) 横浜市緑区民文化センター指定管理者業務の基準（案） (3) 横浜市緑区民文化センター指定管理者業務の基準別添資料（案） ３ 参考資料 (1) 横浜市緑区民文化センター指定管理者提案課題及び様式集 ４ その他資料 (1) 選定評価委員会名簿資料１ (2) 緑区民文化センターの指定管理について資料２ (3) 横浜市区民文化センター条例（抜粋）資料３ (4) 横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱資料４ (5) 横浜市緑区民文化センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱資料５ (6) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）資料６ (7) 確認書資料７

令和5度第1回横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会 指摘事項等一覧

No.	資料名	ﾍﾟｰｼﾞ	項目	質問･指摘内容	対応
1	公募要項	1	Ⅰ－1	「経費の節減」という表現では正確ではない。	「行政コストの節減」との表記に修正しました。
2	公募要項	1～2	Ⅰ－3－(2) ウ、エ	共有部分の場所をわかるように記載をすべきである。 施設内容の２階部分、「音響調整室」の他に「調光操作室」もあるのであれば、「調整室」という記載にすべきである。	共有部分については、現地説明会で長津田マークタウン管理規約を閲覧に供することにより範囲を明示します。 ２階部分について、「音響映写照明調整室」に表記を修正します。
3	公募要項	3	Ⅰ－4－(1)	舞台技術者は多くの場合、委託している。横浜市においても委託できるのであれば、「委託可」であることを明確に記載すべきである。	舞台技術業務のうち、施設運営に関する内容は第三者へ委託することはできませんが、施設管理に関する内容は第三者へ委託できますので、その旨、追記します。
4	公募要項	4	Ⅰ－5－(1)	指定管理料の支払い時期は「年度協定で定める」とあるが、もし年度終了後一括払などだと、体力のない団体は申請が難しい。実際に前払いや都度払いならば、そのような記載をすべきである。	原則、毎月支払いであることを明示します。
5	公募要項	5	Ⅰ－5－(7)	大規模修繕が予定されている中で、修繕費の指定管理期間中の合計金額が1,000万円を超えた部分の取扱いは区と指定管理者の協議により定めるというのは、団体にとって申請しにくい内容ではないか。	指定期間中の修繕の累積額は、毎年度の決算報告書や定期的なモニタリングで常時確認し、想定外の事由により高額となるようであれば、区が支援することも含め、対応していきます。
6	公募要項	6	Ⅰ－6－(1)	質問への回答日から受付まで、２週間では短い。もう少し長くすることはできないか。	質問受付を５月31日～６月１日、質問回答日を６月13日以降に変更し、回答日から受付まで３週間を確保します。
7	公募要項	6	Ⅰ－6－(1) ク	選定結果の通知・公表とあるが、市会での議決前に公表するのか。	団体への通知と同じ時期に、選定評価委員会の選定結果として指定候補者名及び次点候補者名を本市ホームページへ公表します。
8	公募要項	6	Ⅰ－6－(2) イ	現地見学会及び応募説明会の参加者は各団体２名以上とあるが、共同事業体の場合は、２名×構成団体数の参加ができるのか。	２名×構成団体数の参加を可能とします。

No.	資料名	ﾍﾟｰｼﾞ	項目	質問･指摘内容	対応
9	公募要項	7	Ⅰ－6－(3)(4)	予備審査の結果は、本審査にも影響するのか。 本審査では３位以降の順位もつけるのか。	予備審査は６団体以上の応募があった場合に５団体に絞るための審査であり、予備審査の結果は本審査には影響させません。 本審査では、採点の結果として３位以降の順位も決まり、報告書に記載します。
10	公募要項	8	Ⅰ－5－(4)エ	最低基準点が加減要素項目を除く６割というのは、委員１人あたり210点の６割である126点が委員ごとに必要という理解でよいか。	加減要素項目を除く委員合計点の６割を満たすことが必要であるので、210点×５人の1,050点の６割、630点が最低基準点となります。
11	公募要項	12	Ⅰ－6－(6)シ	情報開示請求が提出された場合、原則として請求者に応募書類が開示されるというのは、申請者にとって厳しい。応募内容には、独自ノウハウなど知られたくない情報がある。	「･･･情報開示請求が提出された場合は、条例に定める非開示情報を除いて開示されることになります。」に記載を変更します。
12	公募要項	12	Ⅰ－6－(6)ソ	応募書類の作成にあたっては、他者の著作権を侵害することのないようにすべきことを記載すべきである。	「なお、応募書類に掲載する写真・資料等は、応募者の責任で著作権者の許諾を必ず得てください。」という記載を追加します。
13	公募要項	13	Ⅰ－7	市会議決において、指定が否決された場合のリスク分担はどうなるのか。	万が一、否定された場合は、それまでに要した人件費等の負担などについて協議し対応します。
14	公募要項	13	Ⅰ－7	需要変動において、「大規模な」外的要因とはどの程度か。	需要変動に伴う基本的なリスクは指定管理者とし、一定レベル以上のリスクは協議とさせていただいています。例示は困難なため、記載は現行のままとします。
15	公募要項	14	Ⅰ－8－(4)	次期指定候補者が現指定管理者でない場合、いつから準備に入れるのか。その準備費用の負担はどうなるのか。	12月の市会議決を経てからだと準備が間に合わないので、その前に仮協定を締結するなどし、移行準備は進めていきます。打合せ人件費等の経費は、それぞれで負担いただきます（次期指定候補者、現指定管理者、区など）。
16	業務の基準	3	（参考４）	文化芸術推進基本計画は、今年の３月24日に第２期の計画が決定された。その内容は記載しないのか。	局へ確認した結果、業務の基準へ計画の抜粋を掲載している目的は、基本計画に記載の文化芸術の本質的価値を示すためであり、それは第２期計画でも変わらないため、第１期計画のまま変更していないということでした。そのため、現行のままとします。

No.	資料名	ﾍﾟｰｼﾞ	項目	質問･指摘内容	対応
17	業務の基準	6	Ⅳ	文化事業に関して実施すべき金額は明示しないのか。	指定管理者の提案によるため、金額は明示していません。指定管理料の中で、適切に実施していただきます。
18	業務の基準	8	Ⅴ-2	利用（予約）がなくても規定の開館時間中は施設を開けていなくてはならないのか。	開館時間は区民文化センター条例施行規則で決定しているため、利用（予約）がなくても施設を開けておく必要があります。
19	業務の基準	8	Ⅴ-3	利用料金の上限内であれば、利用時間帯の区分設定を提案することはできるのか。	利用時間帯の区分変更は可能であり、利用料金の上限内で時間ごとの金額を設定できます。
20	業務の基準	11	Ⅴ-6-(3)	WI-FIの設置を検討すべきエリアを明確に記載するべきである。	現指定管理者が設置している範囲を明記します。
21	業務の基準	11	Ⅴ-6-(4)	携帯電話等の通信抑止装置を設置すべきエリアが客席だけなのであれば、「客席」と記載した方がよい。	「ホールにおける公演の妨げとならないよう、客席での携帯電話等の通信を抑止する装置の設置を検討してください。」に変更します。
22	業務の基準	23	Ⅹ-7-(3)	自動販売機の光熱水費や目的外使用料は、指定管理者の責務となっていないということでよいか。	自動販売機は市が直接業者と契約しています。光熱水費は指定管理者が業者から徴収しており、その旨、記載します。
23	業務の基準	25	Ⅶ	使命ごとの定量指標・定性指標は、局から指定されているのか、区独自のものか。	局から指定されている指標です。